

平成30年度

木造住宅無料耐震診断事業

大地震による倒壊から、生命を守るため、
あなたも、お家の耐震診断を受けてみませんか？
耐震診断は、「人間の体に例えれば治療ではなく健康診断」です。
市は、みなさんの診断を応援します。



耐震診断とは・・・

阪神・淡路大震災において、木造住宅の倒壊率は古い住宅ほど高く、老朽化や耐震壁の少なさ、または、配置等のバランスの悪さが倒壊の要因であったといわれています。

そこで、既存建物の耐震性を改めて確認する必要があります。

「耐震診断」は、建物の構造状態を確認し、地震に対する安全性を評価することです。

岐 阜 市

1 事業の目的

この事業は、地震に強い安全なまちづくりを推進するために、木造の一戸建て住宅の耐震対策を支援するもので、所有者から申込みのあった住宅に無料で県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」を派遣し、「耐震診断」及び「概算補強工事費等の情報提供」を実施するものです。

耐震診断によって、ご自身の住宅の現状の耐震性を知っていただき、今後の住宅の維持管理をご家族で考えられる際にお役立て下さい。

2 対象となる住宅

岐阜市内の次の要件を満たす住宅が、対象となります。

- ① **昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅**
- ② 併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ③ 賃貸住宅（借家等）は、耐震診断について居住者の承諾を得ているもの

【注】以下のものは対象となりません。

- (1) **長屋、共同住宅**
- (2) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
- (3) 丸太組工法または国土交通大臣の特別な認定を受けた工法のもの
- (4) 過去に当該事業、または市から耐震診断費用の一部の補助を受けた住宅
(ただし、平成20年以前に、市の木造住宅耐震診断事業により補助を受け「岐阜県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて耐震診断が実施された住宅については、対象となります。)

3 耐震診断申込みについて

- 原則として対象となる**住宅の所有者**が申請者となります。
(例：所有者が亡くなられていて名義変更手続きを行っていない場合等…「所有者に関する確認書」等が必要になります。)
 - ・複数棟の診断を希望される場合であっても、同一年度の申請は1棟でお願いします。
- 受付予定戸数 **150戸**
 - ・申込み受付は先着順とし、受付予定戸数に達し次第受付を終了します。
- 申込み受付期間・受付場所
平成30年5月7日（月）～12月28日（金） 建築指導課（本庁舎6階）
 - ・受付は土、日、祭日を除く午前8時45分～午後5時30分までとします。
 - ・郵送による申込みは受付けておりません。

4 耐震相談から耐震診断完了まで

① 耐震診断の相談

建築指導課窓口で、耐震診断の相談を受付けています。対象となる住宅の判断、申込み手続き等の説明を受けて下さい。

② 耐震診断申込書の提出

建築指導課に「耐震診断申込書」を提出して下さい。「耐震診断申込書」には**下記の書類を必ず添付**して下さい。

- ・ 診断する住宅の**建築時期、所有者が確認できる書類の写し**
(家屋の課税明細書、固定資産税納税義務者(登録事項)証明書の写し等)
- ・ 特別の理由により所有者が申請することができない場合は、所有者との関係が分かる書類 (**所有者に関する確認書、委任状等**)
- ・ その他必要と認める書類 (賃貸住宅の場合は**居住者の承諾書等**)

【留意事項】

◇ 押印する印鑑は、スタンプ印は不可です。

③ 耐震診断決定の通知

「耐震診断申込書」の内容が適正であれば、岐阜市から申請者あてに「耐震診断決定通知書」を送付します。

【留意事項】

◇ 「耐震診断決定通知書」の発送は、事務処理を行った後になりますので、**申込み日より日数を要**します。

④ 派遣依頼

岐阜市から岐阜県建築士事務所協会へ「相談士」の派遣を依頼します。

⑤ 相談士の割振り

岐阜県建築士事務所協会が、申込みのあった住宅に「相談士」を割振ります。

【留意事項】

◇ 相談士の割振りについては、岐阜県建築士事務所協会が行いますので、申請者が相談士を指名することはできません。

⑥ 耐震診断実施の日程調整

相談士から申請者に直接連絡が入りますので、調査日時等についてよく打合せをして調整を行って下さい。

【留意事項】

- ◇ 調査日時については、結果報告期限が決まっていますので、できる限り早い時期に行うようにご協力をお願いします。

⑦ 耐震診断（現地調査）の実施

相談士が「岐阜県木造住宅耐震相談士登録証」を提示し、原則として**申請者立ち会いのもと、依頼された住宅の耐震診断（現地調査）**を行います。

【留意事項】

- ◇ 調査方法等に不明な事項があれば、その場で説明を受けて下さい。
- ◇ 調査は建物によって、長時間かかる場合があります。
- ◇ 診断は相談士が外観による目視で行います。より確かな診断結果を得るには、所有者の情報提供が欠かせません。
 - (1) 建設当時の**図面や工事写真等**の資料があれば提示して下さい。
 - (2) 床下及び天井裏をのぞく**点検口**をできる限り確保して下さい。
 - (3) 相談士による聞き取りに可能な限り回答して下さい。
 - (4) 不安に思う箇所は事前に相談士に伝えて下さい。

⑧ 耐震診断結果報告書等の作成

相談士が耐震診断（現地調査）に基づいて結果報告書の作成し、岐阜県建築士事務所協会で内容のチェックを受けます。

⑨ 耐震診断結果等の説明

相談士が申請者に「木造住宅耐震診断結果報告書」を提出し、「**耐震診断の結果**」及び「**概算補強工事費等**」の説明をします。

【留意事項】

- ◇ 建物によっては、報告書提出まで日数を要する場合がありますので、現地調査時に作成日数を確認して下さい。
- ◇ 相談士より受領した「**木造住宅耐震診断結果報告書**」は、**大切に保管して下さい。**岐阜市からは、再発行は致しません。

⑩ 完了報告

岐阜県建築士事務所協会が耐震診断の結果報告等を、岐阜市に報告します。

【留意事項】

- ◇ 申請者は、岐阜市へ耐震診断の結果等を報告する必要はありません。

5 その他

- 耐震診断決定通知書が交付された後に、申込書の内容を変更したり、**耐震診断を中止する場合は、必ず「耐震診断変更・中止届出書」を建築指導課に提出**して下さい。
※印鑑（スタンプ印は不可）は必ず申込書に押印したのと同じものを使用して下さい。

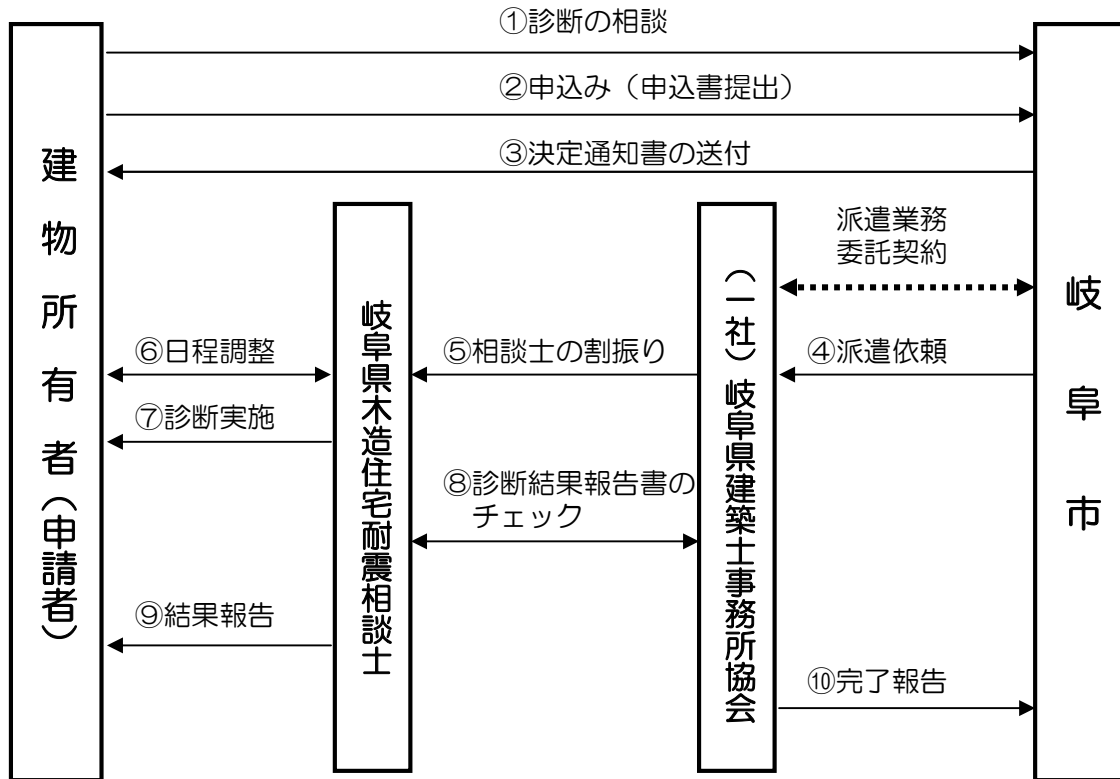
【耐震補強工事補助事業】

- 岐阜市では耐震診断の結果、上部構造評点（以下、「評点」という。）が1.0未満と診断された木造住宅に対して、一定基準を満たす耐震補強工事に対する工事費の一部を補助する事業も行っていますので、ご相談下さい。
 - 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅で、補強後の評点が**1.0以上となる耐震補強工事に対する補助事業**
 - 耐震診断の結果、評点が0.7未満と診断された木造住宅で、補強後の評点が**0.7以上となる耐震補強工事に対する補助事業**

※セールスにご注意を

市では、建設業者などに耐震診断等のあっせんを依頼していません。

◆ 耐震診断の流れ



◇ 建物所有者（申請者）に関する事項

- ① 耐震診断のに関する相談（建築指導課窓口）
- ② 「耐震診断申込書」の提出（建築指導課窓口）
- ③ 「耐震診断決定通知書」の受取り（市から郵送）
- ⑥ 耐震診断実施の日程を調整（相談士から直接連絡があります）
- ⑦ 耐震診断（原則として所有者立ち会いのもと実施して下さい）
- ⑨ 耐震診断の結果等を受領（相談士から説明を受けて下さい） これで完了です。

- ◇ ⑩の完了報告は、岐阜県建築士事務所協会から直接岐阜市へ報告されますので、申請者は、岐阜市へ報告する必要はありません。

木造住宅無料耐震診断事業に関する問合せ先

岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 耐震係

(代表) 058-265-4141 (内線) 2657・2658
(直通) 058-265-3904